

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき 市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抄）

〔平成12年 3 月 31 日〕
規則 第 88 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき、条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務の範囲について定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲）

第 2 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則 略

土木部

条例別表土木部の表 6 の項第 9 号に規定する建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第 5 号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第 5 条第 3 号の規定による既存建築物実態調書の受理及び知事への送付 (2) 規則第 7 条第 1 項の規定による承認申請書の受理及び知事への送付 (3) 規則第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による設計変更届出書及び設計変更申請書の受理及び知事への送付 (4) 規則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による工事とりやめ届出書及び建築物等確認（許可，認定，承認）申請書取下届出書の受理及び知事への送付 (5) 規則第 14 条の規定による不適格建築物報告書の受理及び知事への送付 (6) 規則第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定による道路位置指定（指定変更，全部（一部）廃止）申請書等の受理及び知事への送付 (7) 規則第 18 条第 1 項，第 3 項及び第 4 項の規定による建築協定認可申請書等の受理及び知事への送付
--	--

鹿児島県手数料徴収条例（抄）

〔平成12年3月28日〕
〔条例第11号〕

〔改正〕令和元年12月24日第22号

鹿児島県手数料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、別に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第2条 県は、特定の者のためにする事務については手数料を徴収する。

2 県が手数料を徴収する事務、当該手数料の名称及びその金額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 手数料の金額については、別表第1の金額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

（指定機関に納める手数料）

第3条 別表第2の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる者（以下「指定機関」という。）に行わせることとした場合は、当該事務に係る手数料は、当該指定機関に納めなければならない。

2 前項の規定により、指定機関に納められた手数料は、当該指定機関の収入とする。

（手数料の減免）

第4条 知事は、災害その他特別な理由があると認めた場合は、別に定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の返還）

第5条 既に納められた手数料は、返還しない。ただし、知事が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（罰則）

第6条 偽りその他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

別表第1（第2条関係）

総務部・企画部・PR・観光戦略部・環境林務部・くらし保健福祉部
商工労働水産部・農政部・危機管理防災局・教育長・選挙管理委員会事務局・警察本部

} 略

土木部 (抄)

2 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 法第6条第1項の規定に基づき建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	建築物確認申請又は計画通知審査手数料	次のアからケまでに掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物がコからシまでに掲げる建築物に該当する場合は、アからケまでに掲げる金額にコ、サ又はシに掲げる額をそれぞれ加えた金額	に対する審査	それ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物が法第87条の4の昇降機を設ける建築物に該当する場合は、次に掲げる金額に昇降機1基につき16,000円(小荷物専用昇降機にあっては、11,000円)を加えた金額
			ア 床面積が30平方メートル以内のもの 7,600円		ロ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円
			イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 13,000円		ハ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円
			ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 20,000円		ニ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円
			エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 28,000円		ホ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 32,000円
			オ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 48,000円		ヘ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 53,000円
			カ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 71,000円		ト 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 74,000円
			キ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 207,000円		チ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 178,000円
			ク 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 311,000円		ツ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 260,000円
			ケ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 531,000円		テ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 456,000円
			コ 法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定に基づく審査をする建築物		イ 特定工程を含む建築物で中間検査を受けたもの次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物が法第87条の4の昇降機を設ける建築物に該当する場合は、次に掲げる金額に昇降機1基につき14,000円(小荷物専用昇降機にあっては、10,000円)を加えた金額
			ク 床面積が1,000平方メートル以内のもの 89,000円		ロ 床面積が30平方メートル以内のもの 13,000円
			ケ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 113,000円		ハ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 16,000円
			コ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 119,000円		ニ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円
			カ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 160,000円		ホ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円
			キ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 297,000円		ヘ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円
			ク 法第87条の4の昇降機を設ける建築物(シに掲げる建築物を除く。) 昇降機1基につき11,000円(小荷物専用昇降機にあっては、6,600円)		ト 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 69,000円
			ケ 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける建築物 昇降機1基につき7,200円(小荷物専用昇降機にあっては、4,500円)		チ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 161,000円
			コ 法第7条の3第1項に規定する特定工程(以下この項において「特定工程」という。)を含む建築物で中間検査を受けていないもの及び特定工程を含む建築物以外の建築物		ツ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 252,000円
			カ 法第7条第1項の規定に基づき建築物に関する確認の申請又は法第18条第6項の規定に基づく通知に関する完了検査		
			了検査手数料		

②の2 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に 関する中間検査の申請又は 法第18条第19項の規定 に基づく通知に関する中 間検査に対する審査	建築物中 間検査申 請又は計 画通知中 間検査手 数料	(ウ) 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 445,000円 ア 床面積が30平方メートル以内のもの 13,000円 イ 床面積が30平方メートルを超え100平方メートル 以内のもの 16,000円 ウ 床面積が100平方メートルを超え200平方メートル 以内のもの 23,000円 エ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル 以内のもの 28,000円 オ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メー トル以内のもの 49,000円 カ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メ ートル以内のもの 66,000円 キ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メ ートル以内のもの 147,000円 ク 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方 メートル以内のもの 222,000円 ケ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 408,000円
(3) 法第7条の6第1項第1 号及び第2号(法第87条 の4又は第88条第2項に おいて準用する場合を含 む。)又は第18条第24項 第1号及び第2号の規定 に基づく仮使用の認定の 申請に対する審査	検査済証 交付前建 築物等仮 使用認定 申請手数 料	121,000円
(3)の2 法第12条第8項に 規定する台帳に記載され ている事項に係る証明書 の発行	建築確認 台帳記載 事項証明 手数料	1枚につき410円
(3)の3 法第15条第1項の 規定による建築物を建築 しようとする旨の届出が 行われた旨の証明書の発 行	建築工事 届出証明 手数料	1枚につき410円
(3)の4 法第42条第1項第 5号の規定に基づく道路 の位置の指定(位置の指 定を受けた道路の変更及 び廃止を含む。)の申請 に対する審査	道路の位 置指定申 請手数料	50,000円
(3)の5 法第42条第1項第 5号の規定に基づく道路 の位置の指定(位置の指 定を受けた道路の変更及 び廃止を含む。)の申請 に対する審査	道路の位 置指定申 請手数料	1枚につき410円

5号に規定する道路の位 置の指定(位置の変更及び強 止を含む。)を受けてい る旨の証明書の発行	建築物の 敷地と道 路との間 係の建築 特例認定 申請手数 料	27,000円
(4) 法第43条第2項第1号 の規定に基づく建築に関 する特例の認定の申請に 対する審査	建築物の 敷地と道 路との間 係の建築 特例許可 申請手数 料	34,000円
(4)の2 法第43条第2項第 2号の規定に基づく建築 に関する特例の許可の申 請に対する審査	建築物の 敷地と道 路との間 係の建築 特例許可 申請手数 料	34,000円
(5) 法第14条第1項第2号 の規定に基づく建築に関 する特例の許可の申請に 対する審査	公衆便所 等の道路 内建築特 例許可申 請手数料	27,000円
(6) 法第44条第1項第3号 の規定に基づく建築に関 する特例の認定の申請に 対する審査	道路内建 築特例認 定申請手 数料	27,000円
(7) 法第44条第1項第4号 の規定に基づく建築に関 する特例の許可の申請に 対する審査	公共用歩 廊等の道 路内建築 特例許可 申請手数 料	162,000円
(8) 法第47条ただし書の規 定に基づく建築に関する 特例の許可の申請に対す る審査	壁面緑外 建築特例 許可申請 手数料	162,000円
(9) 法第48条第1項ただし 書、第2項ただし書、第3 項ただし書、第4項だ し書、第5項ただし書、 第6項ただし書、第7項 ただし書、第8項だ し書、第8項だ し書	用途地域 内建築等 特例許可 申請手数 料	181,000円

書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物の用途地域内増築等特例許可申請手数料	121,000円
(9)の2 法第48条第16項第1号の規定に基づく増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	日常生活に必要な建築物の用途地域内建築特例許可申請手数料	141,000円
(9)の3 法第48条第16項第2号の規定に基づく建築に関する特例の許可の申請に対する審査	日常生活に必要な建築物の用途地域内建築特例許可申請手数料	160,000円
(9) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率特例許可申請手数料	162,000円
(9) 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率特例許可申請手数料	34,000円

可の申請に対する審査	建築物敷地面積特例許可申請手数料	162,000円
(9) 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さ特例認定申請手数料	28,000円
(9) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料	162,000円
(9) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さ特例許可申請手数料	162,000円
(9) 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架工作物内建築物の高さ制限適用除外認定申請手数料	28,000円
(9) 法第59条第1項第3号地区内の建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区内建築物の容積率等特例許可申請手数料	162,000円
(9) 法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用地区内建築物の各部分の高さと制限適用除外許可申請手数料	162,000円
(9) 法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容	敷地内に広い空地	162,000円

積算又は各部分の高さに 関する特例の許可の申請 に対する審査	を有する 建築物の 容積率等 特例許可 申請手数料	
②の2 法第68条第1項第 2号の規定に基づく景観 地区内の建築物の高さに 関する特例の許可の申請 に対する審査	景観地区 内建築物 の高さ特 例許可申 請手数料	162,000円
②の3 法第68条第2項第 2号の規定に基づく景観 地区内の建築物の壁面の 位置に関する特例の許可 の申請に対する審査	景観地区 内建築物 の壁面位 置特例許 可申請手 料	162,000円
②の4 法第68条第3項第 2号の規定に基づく景観 地区内の建築物の敷地面 積に関する特例の許可の 申請に対する審査	景観地区 内建築物 の敷地面 積特例許 可申請手 料	162,000円
②の5 法第68条第5項の規 定に基づく景観地区内の規 建築物の各部分の高さに 関する制限の適用除外に 係る認定の申請に対する 審査	景観地区 内建築物 の各部分 の高さ制 限適用除 外認定申 請手数料	28,000円
② 法第68条の3第1項の 規定に基づく再開発等促 進区等内の建築物の容積 率、同条第2項の規定に 基づく建築物の建ぺい率 又は同条第3項の規定に 基づく建築物の高さに関 する制限適用除外に係る 認定の申請に対する審査	再開発等 促進区等 内建築物 の容積率 等制限適 用除外認 定申請手 料	28,000円
② 法第68条の3第4項の 規定に基づく再開発等促 進区等内の建築物の各部 分の高さに関する制限適 用除外に係る許可の申請 に対する審査	再開発等 促進区等 内建築物 の各部分 の高さ制 限適用除 外許可申 料	162,000円

②の2 法第68条の3第7 項の規定に基づく開発整 備促進区内の建築物の建 築に関する制限の適用除 外に係る認定の申請に対 する審査	開発整備 促進区内 建築物の 建築制限 適用除外 認定申請 手数料	28,000円
② 法第68条の4の規定に 基づく地区計画等区域内 の建築物の容積率に關す る制限の適用除外に係る 認定の申請に対する審査	地区計画 等区域内 建築物の 容積率制 限適用除 外認定申 請手数料	28,000円
②の2 法第68条の5の2 の規定に基づく防災街区 整備地区計画区域内の建 築物の容積率に関する特 例の認定の申請に対する 審査	防災街区 整備地区 計画区域 内建築物 の容積率 の特例認 定申請手 料	28,000円
② 法第68条の5の3第2 項の規定に基づく地区計 画等区域内の建築物の各 部分の高さに関する制限 の適用除外に係る許可の 申請に対する審査	地区計画 等区域内 建築物の 各部分の 高さ制限 適用除外 許可申請 手数料	162,000円
② 法第68条の5の5第1 項の規定に基づく地区計 画等区域内の建築物の容 積率に關する制限の適用 除外に係る認定の申請に 対する審査	地区計画 等区域内 建築物の 容積率制 限適用除 外認定申 請手数料	28,000円
② 法第68条の5の5第2 項の規定に基づく地区計 画等区域内の建築物の各 部分の高さに関する制限 の適用除外に係る認定の 申請に対する審査	地区計画 等区域内 建築物の 各部分の 高さ制限 適用除外 認定申請 手数料	28,000円

⑨の2 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等区域内の建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	地区計画等区域内の建築物の建ぺい率制限適用除外認定申請手数料
⑩ 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	162,000円	予定道路に係る建築物の容積率特例申請手数料
⑪ 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等建築物に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	121,000円	仮設興行場等建築物制限適用除外許可申請手数料
⑫の2 法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場等の建築物に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	162,000円	1年を超えて使用する仮設興行場等建築物制限適用除外許可申請手数料
⑬ 法第86条第1項の規定に基づく一団地の建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数を加えた金額	ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数を加えた金額	一団地の建築物の数が1又は2である場合 78,000円 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数を加えた金額
⑭ 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数を加えた金額	既存建築物を前提とした総合的設計により建築される建築物の特例認定申請手数料
⑮の2 法第86条第3項の規定に基づく一団地の建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数を加えた金額	ア 建築物の数が1又は2である場合 220,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数を加えた金額	一団地の建築物の数が1又は2である場合 220,000円 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数を加えた金額

⑯の3 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計より建築される建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査	ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数を加えた金額	申請手数料 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率等特例許可申請手数料
⑰ 法第86条の2第1項の規定に基づく一団地の建築物の容積率等に関する特例の申請に対する審査	ア 建築物（一団地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数を加えた金額	申請手数料 一団地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料
⑱の2 法第86条の2第2項の規定に基づく一団地内認定建築物以外の建築物の容積率等に関する特例の申請に対する審査	ア 建築物（一団地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数を加えた金額	申請手数料 一団地内認定建築物以外の建築物の建築特例許可申請手数料
⑳の3 法第86条の2第3項の規定に基づく一団地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の申請に対する審査	ア 建築物（一団地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数を加えた金額	申請手数料 一団地内許可建築物以外の建築物の建築特例許可申請手数料
㉑ 法第86条の5第1項の規定に基づく一団地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	6,400円に現に存する建築物の敷に13,000円を乗じて得た額を加えた金額	手数料 一団地の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料
㉒ 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の透視距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の

客積率等 制限適用 除外認定 申請手数料	28,000円	増築等を 2以上の 工事に分 けて行う 建築物の 工事の全 体計画認 定申請手 数料
④の2 法第86条の8第1 項の規定に基づく増築等 を2以上の工事に分けて 行う建築物に関する特別 の認定の申請に対する審 査		
④の3 法第86条の8第3 項の規定に基づく増築等 を2以上の工事に分けて 行う建築物に関する特別 の認定の申請に対する審 査	28,000円	
④の4 法第87条の2第1 項の規定に基づく用途の 変更を2以上の工事に分 けて行う建築物に関する 特別の認定の申請に対す る審査	27,000円	
④の5 法第87条の2第2 項の規定において準用す る法第86条の8第3項の 規定に基づく用途の変更 を2以上の工事に分けて 行う建築物に関する特別 の認定の申請に対する 審査	27,000円	
④の6 法第87条の3第5 項の規定に基づく興行場 等への用途の変更に関す る制限の適用除外に係る	121,000円	興行場等 への用途 の変更 制限適用

許可の申請に対する審査	外許可申 請手数料	162,000円
④の7 法第87条の3第6 項の規定に基づく特別興 行場等への用途の変更に 関する制限の適用除外に 係る許可の申請に対する 審査	特別興行 場等への 用途の変 更制限適 用除外許 可申請手 数料	
④の8 法第87条の4において 準用する法第6条第1項 前段の規定に基づく建築 設備に関する確認の申請 又は法第18条第2項の規 定に基づく通知に対する 審査	建築設備 確認申請 又は計画 通知審査 手数料	ア 小荷物専用昇降機 6,600円 イ ア以外の建築設備 11,000円
④の9 法第87条の4において 準用する法第6条第1項 後段の規定に基づく建築 設備に関する計画変更の 確認の申請又は法第18条 第2項の規定に基づく通 知に対する審査	建築設備 計画変更 確認申請 又は計画 通知審査 手数料	ア 小荷物専用昇降機 4,500円 イ ア以外の建築設備 8,000円
④の10 法第87条の4において 準用する法第7条第1項 の規定に基づく建築設備 に関する完了検査の申請 又は法第18条第16項の規 定に基づく通知に対する 審査	建築設備 完了検査 申請又は 計画通知 完了検査 手数料	ア 小荷物専用昇降機 11,000円 イ ア以外の建築設備 16,000円
④の11 法第88条第1項又は第 2項において準用する法 第6条第1項前段の規定 に基づく工作物に関する 確認の申請又は法第18条 第2項の規定に基づく通 知に対する審査	工作物確 認申請又 は計画通 知審査手 数料	11,000円
④の12 法第88条第1項又は第 2項において準用する法 第6条第1項後段の規定 に基づく工作物に関する 計画変更の確認の申請又 は法第18条第2項の規定 に基づく通知に対する審 査	工作物計 画変更確 認申請又 は計画通 知審査手 数料	6,900円
④の13 法第88条第1項又は第 2項において準用する法 第6条第1項後段の規定 に基づく通知に対する審 査	工作物完 了	13,000円

3 建築士法（昭和25年法律第202号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査手続の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知に対する審査	了検査申請又は計画通知完了検査手続料	24,400円	二級建築士又は木造建築士免許手数料
		(1) 法第4条第3項又は第5項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	1枚につき410円	二級建築士又は木造建築士の登録手数料
		(2) 法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	18,500円	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料
		(3) 法第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録	15,000円	一級建築士事務所登録手数料
		(4) 法第23条第1項及び第3項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録	10,000円	二級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料
		(5) 法第23条第1項及び第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	1枚につき410円	建築士事務所登録証明手数料
(6) 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	5,900円	二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付料		

7 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び租税特別措置法施行令（以下この項において「政令」という。）の施行に関する事務	(1) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の3第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イに基づき優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	ア 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の宅地の造成 132,000円 イ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の宅地の造成 196,000円 ウ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の宅地の造成 280,000円 エ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満の宅地の造成 390,000円 オ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満の宅地の造成 510,000円 カ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満の宅地の造成 660,000円 キ 10ヘクタール以上の宅地の造成 870,000円
		(2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の3第4項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号に基づく優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料 ア 100平方メートル未満の住宅の新築 6,200円 イ 100平方メートル以上500平方メートル未満の住宅の新築 8,600円 ウ 500平方メートル以上2,000平方メートル未満の住宅の新築 13,000円 エ 2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の住宅の新築 35,000円 オ 10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の住宅の新築 43,000円 カ 50,000平方メートル以上の住宅の新築 58,000円
		(3) 政令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについて認定の申請に対する審査	特定の民間戸開発事業認定申請手数料 31,000円
		(4) 政令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定民間再開発事業認定申請手数料 33,000円
		(5) 政令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	地区外転出事務認定申請手数料 24,000円
		(1) 法第28条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

<p>施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する事務</p>	<p>(7) 0.1ヘクタール未満 12,000円 (8) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 25,000円 (9) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 46,000円 (10) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 89,000円 (11) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 132,000円 (12) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 175,000円 (13) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 220,000円 (14) 10ヘクタール以上 303,000円</p> <p>イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの建築物又は自己の業務の用に供する特定工場の建設の用に供する目的で行う開発行為に供する開削承認申請に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(15) 0.1ヘクタール未満 16,000円 (16) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 34,000円 (17) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 68,000円 (18) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 123,000円 (19) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 200,000円 (20) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 270,000円 (21) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 310,000円</p> <p>ウ その他の開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(22) 0.1ヘクタール以上 480,000円 (23) 0.1ヘクタール未満 89,000円 (24) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 132,000円 (25) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 196,000円 (26) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 260,000円 (27) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 390,000円 (28) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 510,000円</p>	<p>(7) 0.1ヘクタール未満 12,000円 (8) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 25,000円 (9) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 46,000円 (10) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 89,000円 (11) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 132,000円 (12) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 175,000円 (13) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 220,000円 (14) 10ヘクタール以上 303,000円</p> <p>イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの建築物又は自己の業務の用に供する特定工場の建設の用に供する目的で行う開発行為に供する開削承認申請に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(15) 0.1ヘクタール未満 16,000円 (16) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 34,000円 (17) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 68,000円 (18) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 123,000円 (19) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 200,000円 (20) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 270,000円 (21) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 310,000円</p> <p>ウ その他の開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(22) 0.1ヘクタール以上 480,000円 (23) 0.1ヘクタール未満 89,000円 (24) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 132,000円 (25) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 196,000円 (26) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 260,000円 (27) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 390,000円 (28) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 510,000円</p>	<p>(2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査</p> <p>開発行為の変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（当該金額が870,000円を超えるときは870,000円）</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。） 開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額の10分の1に相当する額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更新たに編入される開発区域の面積に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額に相当する額</p> <p>ウ その他の変更 11,000円</p> <p>46,000円</p> <p>(3) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築の許可の申請に対する審査</p> <p>市街化調整区域内等建築物の特例許可申請手数料</p> <p>26,000円</p> <p>(4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築物等以外の建築物の建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>予定建築物等以外の建築物の建築許可申請手数料</p> <p>7,000円</p> <p>(5) 法第43条第1項の規定に基づく市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の建築等許可申請手数料</p> <p>ア 敷地面積が0.1ヘクタール未満の建築等 7,000円 イ 敷地面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の建築等 18,000円 ウ 敷地面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の建築等 39,000円 エ 敷地面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の建築等 69,000円 オ 敷地面積が1ヘクタール以上の建築等 97,000円</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の開削承認申請に対する審査</p> <p>開発許可を受けた地位の承継承認申請</p>	<p>円 (8) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 650,000円 円 (9) 10ヘクタール以上 870,000円</p> <p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（当該金額が870,000円を超えるときは870,000円）</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。） 開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額の10分の1に相当する額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更新たに編入される開発区域の面積に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額に相当する額</p> <p>ウ その他の変更 11,000円</p> <p>46,000円</p> <p>(3) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築の許可の申請に対する審査</p> <p>市街化調整区域内等建築物の特例許可申請手数料</p> <p>26,000円</p> <p>(4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築物等以外の建築物の建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>予定建築物等以外の建築物の建築許可申請手数料</p> <p>7,000円</p> <p>(5) 法第43条第1項の規定に基づく市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の建築等許可申請手数料</p> <p>ア 敷地面積が0.1ヘクタール未満の建築等 7,000円 イ 敷地面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の建築等 18,000円 ウ 敷地面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の建築等 39,000円 エ 敷地面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の建築等 69,000円 オ 敷地面積が1ヘクタール以上の建築等 97,000円</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の開削承認申請に対する審査</p> <p>開発許可を受けた地位の承継承認申請</p>
---	---	---	---	---

14 密江市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	<p>(8) 法第47条第5項の規定に基づく開発登記簿の写しの交付</p> <p>(9) 省令第60条の規定に基づく法の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	<p>開発登録簿の写し交付手数料</p> <p>480円</p> <p>開発行為又は建築に証明書等交付手数料</p> <p>480円</p>	<p>建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 2,300円</p> <p>主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工物件物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 3,200円</p> <p>その他の開発行為 18,000円</p> <p>480円</p>	<p>建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 2,300円</p> <p>主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工物件物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 3,200円</p> <p>その他の開発行為 18,000円</p> <p>480円</p>
14の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	<p>(1) 法第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <p>161,000円</p>	<p>法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合</p> <p>次に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす一の建築物の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(1)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、2の項の(1)のアからケまでに掲げる金額（同項の(1)のイに掲げる建築物に該当する場合にあっては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額</p>	<p>次に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす一の建築物の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(1)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p>

<p>(ウ) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの 69,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの 115,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの 222,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの 392,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの 632,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの 1,172,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの 1,636,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの 2,023,000円</p> <p>ウ その他の場合 次に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす一の建築物の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額(その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(ウ)において「基本額」という。)。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p>	<p>ウ その他のもの 1,760,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が100戸を超え300戸以下のもの a 新築のもの 2,310,000円 b その他のもの 3,283,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの a 新築のもの 3,317,000円 b その他のもの 4,705,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの a 新築のもの 4,099,000円 b その他のもの 5,801,000円</p>	<p>(ウ) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に対する審査</p> <p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(ウ) 法第9条第1項の規定に基づき譲受人を決定した場における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(ウ) 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p> <p>長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料</p>
<p>(ウ) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの 69,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの 115,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの 222,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの 392,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの 632,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの 1,172,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの 1,636,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの 2,023,000円</p> <p>ウ その他の場合 次に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす一の建築物の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額(その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(ウ)において「基本額」という。)。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p>	<p>(ウ) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの 69,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの 115,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの 222,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの 392,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの 632,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの 1,172,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの 1,636,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの 2,023,000円</p>	<p>(ウ) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に対する審査</p> <p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(ウ) 法第9条第1項の規定に基づき譲受人を決定した場における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(ウ) 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p> <p>長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料</p>
<p>(ウ) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの 69,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの 115,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの 222,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの 392,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの 632,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの 1,172,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの 1,636,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの 2,023,000円</p> <p>ウ その他の場合 次に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす一の建築物の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た金額(その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(ウ)において「基本額」という。)。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p>	<p>(ウ) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの 69,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの 115,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの 222,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの 392,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの 632,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの 1,172,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの 1,636,000円</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの 2,023,000円</p>	<p>(ウ) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に対する審査</p> <p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(ウ) 法第9条第1項の規定に基づき譲受人を決定した場における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(ウ) 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p> <p>長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料</p>

認定申請手数料基本額

(単位:円)

区分		適合証	延べ面積(㎡) ※2		戸数	新規 認定手数料	変更 認定手数料	
非住宅	モデル建物法	有	300 未満			10,000	5,100	
			300 以上 2,000 未満		29,000	14,000		
			2,000 以上 5,000 未満		85,000	42,000		
			5,000 以上 10,000 未満		133,000	66,000		
			10,000 以上 25,000 未満		167,000	84,000		
			25,000 以上		209,000	104,000		
		無	300 未満			95,000	47,000	
			300 以上 2,000 未満		155,000	78,000		
			2,000 以上 5,000 未満		248,000	124,000		
			5,000 以上 10,000 未満		323,000	161,000		
			10,000 以上 25,000 未満		387,000	193,000		
			25,000 以上		453,000	226,000		
	標準入力法他	有	300 未満			10,000	5,100	
			300 以上 2,000 未満		29,000	14,000		
			2,000 以上 5,000 未満		85,000	42,000		
			5,000 以上 10,000 未満		133,000	66,000		
			10,000 以上 25,000 未満		167,000	84,000		
			25,000 以上		209,000	104,000		
無		300 未満			239,000	120,000		
		300 以上 2,000 未満		384,000	192,000			
		2,000 以上 5,000 未満		546,000	273,000			
		5,000 以上 10,000 未満		671,000	336,000			
		10,000 以上 25,000 未満		793,000	396,000			
		25,000 以上		904,000	452,000			
住宅	性能基準	有	戸建住宅		1	6,800	3,400	
			共同住宅	300 未満		4	14,000	6,800
				300 以上 2,000 未満	15	26,000	13,000	
				2,000 以上 5,000 未満	45	53,000	27,000	
				5,000 以上	100	94,000	47,000	
		無	戸建住宅	200 未満	1	39,000	19,000	
			共同住宅	200 以上	1	43,000	21,000	
				300 未満		4	78,000	39,000
				300 以上 2,000 未満	15	126,000	63,000	
				2,000 以上 5,000 未満	45	209,000	105,000	
				5,000 以上	100	297,000	148,000	
				仕様基準(モデル住宅法・フロアエネルギー消費性能認定)	有	戸建住宅		1
	共同住宅	300 未満				4	14,000	
		300 以上 2,000 未満	15			26,000		
		2,000 以上 5,000 未満	45			53,000		
		5,000 以上	100			94,000		
	無	戸建住宅	200 未満		1	21,000		
		共同住宅	200 以上	1	23,000			
300 未満			4	41,000				
300 以上 2,000 未満			15	66,000				
2,000 以上 5,000 未満			45	113,000				
5,000 以上	100	168,000						

※1住宅と非住宅の複合建築物については、住宅部分の床面積に応じた金額と、非住宅部分の床面積に応じた金額の合計

※2共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により建築物の省エネ性能を算出した場合は、当該共用部分の床面積を除いた住戸部分のみの床面積

エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料

(単位:円)

区分	延べ面積 (㎡)	新規 適合判定手数料	計画変更 適合判定手数料
モデル 建物法	2,000 未満	155,000	78,000
	2,000 以上 5,000 未満	248,000	124,000
	5,000 以上 10,000 未満	323,000	161,000
	10,000 以上 25,000 未満	387,000	193,000
	25,000 以上	453,000	226,000
標準 入力法 他	2,000 未満	384,000	192,000
	2,000 以上 5,000 未満	546,000	273,000
	5,000 以上 10,000 未満	671,000	336,000
	10,000 以上 25,000 未満	793,000	396,000
	25,000 以上	904,000	452,000

軽微な変更証明手数料は、計画変更と同じです。

低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料

1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（法第54条関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ……【表1】
- ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項により申出を行う場合のみ） ……【表2】
- ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ……【表3】

○ 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- (1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- (2) 共同住宅等の場合 : 区分「2」
- (3) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ : 区分「2」
 - ・住棟全体 : 区分「2」 + 「3」
- (4) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」

【表1】基本額

区分	対象建築物	延べ床面積	適合証有（※1）	左記以外		
1	一戸建て住宅	標準 入力法	～ 200㎡ 200㎡～	6,800円	39,000円 43,000円	
		仕様基準	～ 200㎡ 200㎡～	6,800円	21,000円 23,000円	
			～ 300㎡ 300 ～ 2,000㎡ 2,000 ～ 5,000㎡ 5,000㎡～	14,000円 26,000円 53,000円 94,000円	78,000円 126,000円 209,000円 297,000円	
2	共同住宅等	標準 入力法	～ 300㎡ 300 ～ 2,000㎡ 2,000 ～ 5,000㎡ 5,000㎡～	14,000円 26,000円 53,000円 94,000円	41,000円 66,000円 113,000円 168,000円	
			仕様基準	～ 300㎡ 300 ～ 2,000㎡ 2,000 ～ 5,000㎡ 5,000㎡～	14,000円 26,000円 53,000円 94,000円	41,000円 66,000円 113,000円 168,000円
				～ 300㎡ 300 ～ 2,000㎡ 2,000 ～ 5,000㎡ 5,000㎡～	10,000円 29,000円 85,000円 133,000円 167,000円 209,000円	95,000円 155,000円 248,000円 323,000円 387,000円 453,000円
3	非住宅建築物	モデル 建物法	～ 300㎡ 300 ～ 2,000㎡ 2,000 ～ 5,000㎡ 5,000 ～ 10,000㎡ 10,000 ～ 25,000㎡ 25,000㎡～	10,000円 29,000円 85,000円 133,000円 167,000円 209,000円	95,000円 155,000円 248,000円 323,000円 387,000円 453,000円	
			標準 入力法	～ 300㎡ 300 ～ 2,000㎡ 2,000 ～ 5,000㎡ 5,000 ～ 10,000㎡ 10,000 ～ 25,000㎡ 25,000㎡～	10,000円 29,000円 85,000円 133,000円 167,000円 209,000円	239,000円 384,000円 546,000円 671,000円 793,000円 904,000円
				～ 300㎡ 300 ～ 2,000㎡ 2,000 ～ 5,000㎡ 5,000 ～ 10,000㎡ 10,000 ～ 25,000㎡ 25,000㎡～	10,000円 29,000円 85,000円 133,000円 167,000円 209,000円	239,000円 384,000円 546,000円 671,000円 793,000円 904,000円

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

【表2】建築確認申請審査手数料相当額

建築物	延べ床面積	手数料
	30㎡以内	7,600円
建築物	31 ～ 100㎡	13,000円
	101 ～ 200㎡	20,000円
	201 ～ 500㎡	28,000円
	501 ～ 1,000㎡	48,000円
	1,001 ～ 2,000㎡	71,000円
	2,001 ～ 10,000㎡	207,000円
	10,001 ～ 50,000㎡	311,000円
	50,001㎡～	531,000円
建築設備	昇降機	11,000円
	小荷物昇降機	6,600円
工作物		11,000円

【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額

延べ床面積（※2）	加算額
30㎡以内	89,000円
31 ～ 100㎡	89,000円
101 ～ 200㎡	89,000円
201 ～ 500㎡	89,000円
501 ～ 1,000㎡	89,000円
1,001 ～ 2,000㎡	113,000円
2,001 ～ 10,000㎡	119,000円
10,001 ～ 50,000㎡	160,000円
50,001㎡～	297,000円

※2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（法第55条関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ……【表1】
- ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項を準用して申出を行う場合のみ） ……【表2】
- ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ……【表3】

○ 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。（ただし、変更がない区分を除く。）

- (1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- (2) 共同住宅等の場合 : 区分「2」
- (3) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ : 区分「2」
 - ・住棟全体 : 区分「2」 + 「3」
- (4) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」

【表1】基本額

区分	対象建築物		延べ床面積	適合証有（※1）	左記以外
1	一戸建て住宅	標準 入力法	～ 200㎡	3400円	19000円
			200㎡～		21,000円
2	共同住宅等	標準 入力法	～ 300㎡	6,800円	39,000円
			300 ～ 2,000㎡	13,000円	63,000円
			2,000 ～ 5,000㎡	27,000円	105,000円
			5,000㎡～	47,000円	148,000円
3	非住宅建築物	モデル 建物法	～ 300㎡	5,100円	47,000円
			300 ～ 2,000㎡	14,000円	78,000円
			2,000 ～ 5,000㎡	42,000円	124,000円
			5,000 ～ 10,000㎡	66,000円	161,000円
			10,000 ～ 25,000㎡	84,000円	193,000円
		25,000㎡～	104,000円	226,000円	
		標準 入力法	～ 300㎡	5,100円	120,000円
			300 ～ 2,000㎡	14,000円	192,000円
			2,000 ～ 5,000㎡	42,000円	273,000円
			5,000 ～ 10,000㎡	66,000円	336,000円
10,000 ～ 25,000㎡	84,000円		396,000円		
25,000㎡～	104,000円	452,000円			

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

【表2】建築確認申請審査手数料相当額

	延べ床面積		手数料
	30㎡以内		7,600円
建築物	31 ～ 100㎡	13,000円	
	101 ～ 200㎡	20,000円	
	201 ～ 500㎡	28,000円	
	501 ～ 1,000㎡	48,000円	
	1,001 ～ 2,000㎡	71,000円	
	2,001 ～ 10,000㎡	207,000円	
	10,001 ～ 50,000㎡	311,000円	
	50,001㎡～	531,000円	
建築設備	昇降機		11,000円
	小荷物昇降機		6,600円
工作物			11,000円

【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額

延べ床面積（※2）	加算額
30㎡以内	89,000円
31 ～ 100㎡	89,000円
101 ～ 200㎡	89,000円
201 ～ 500㎡	89,000円
501 ～ 1,000㎡	89,000円
1,001 ～ 2,000㎡	113,000円
2,001 ～ 10,000㎡	119,000円
10,001 ～ 50,000㎡	160,000円
50,001㎡～	297,000円

※2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（抄）

〔平成12年3月31日〕
規則第89号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の減免）

第2条 条例第4条又は別表第1総務部の表備考3若しくは別表第1各部局共通の表備考3の規定による手数料の減額又は免除は、次の表の左欄に掲げる手数料について、それぞれ同表の中欄に掲げる場合に行うものとし、その内容は同表の右欄に掲げるとおりとする。

手数料	減免を行う場合	減免の内容
7 条例別表第1土木部の表2の項の(1)、(2)、(2)の2及び(34)から(39)までに掲げる手数料	ア 災害により住宅を滅失、半焼、半壊したときで、その災害発生の日から6月以内に住宅を復旧するため建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合	免除
	イ 法令に基づく行政庁の処分により建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合	2分の1の減額
8 条例別表第1土木部の表2の項に掲げる手数料	鹿児島県の申請の場合	免除

2 前項に規定するもののほか、知事が特に必要と認めた場合は、手数料を減額し、又は免除する。

3 前2項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減額（免除）申請書（別記様式）を知事又は鹿児島県行政不服審査会若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員、同法第9条第1項本文に規定する審査庁若しくは同法第63条に規定する再審査庁（第1項の表1の項に掲げる手数料の減額又は免除を受けようとする場合に限る。）に提出しなければならない。ただし、その者が国又は地方公共団体であるときは、この限りでない。

附 則

略

手数料減額（免除）申請書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり手数料の減額（免除）を申請します。

記

- 1 減免を受けようとする手数料
- 2 減免の内容
- 3 減免を受けようとする理由

鹿児島県福祉のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策（第7条－第15条）

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備（第16条－第19条）

第2節 特定公共的施設の整備（第20条－第25条）

第3節 公共輸送車両等の整備（第26条）

第4章 雑則（第27条・第28条）

附則

一人一人が個人として尊重され、すべての県民が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加し、生きがいを持って暮らせる地域社会を築いていくことは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活における自由な活動を制限している様々な障壁を取り除き、すべての県民が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりに、県、市町村、事業者及び県民が一体となって取り組むことが必要である。

ここに、私たちは、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針及びこれに基づく施設等の整備その他必要な施策を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他の者で日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 病院、劇場、集会場、百貨店、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 特定公共的施設 公共的施設のうち、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設として規則で定めるものをいう。
- (4) 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。
- (5) 施設等 公共的施設及び公共輸送車両等をいう。

(県の役割)

第3条 県は、福祉のまちづくりに関し、総合的な施策を実施するものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、その地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を推進するよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように整備された施設等のその円滑な利用を妨げないよう努めるものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の推進を図るものとする。

- (1) すべての県民が高齢者、障害者等についての理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民の意識の高揚を図るとともに、高齢者、障害者等があらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加できる環境づくりを推進すること。
- (2) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

(推進体制の整備)

第8条 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となって福祉のまちづくりを推進する体制を整備するよう努めるものとする。

(啓発及び情報の提供等)

第9条 県は、福祉のまちづくりに関し、事業者及び県民の理解と関心を深めるため広報その他の啓発活動の推進に努めるとともに、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第11条 県は、県民の福祉のまちづくりに関するボランティア活動を促進するため、必要な施策の推進に努めるものとする。

（福祉教育の充実及び学習機会の提供）

第12条 県は、児童及び生徒が高齢者、障害者等についての理解を深め、思いやりのある心をはぐくむことができるよう、福祉教育の充実に努めるとともに、県民が福祉のまちづくりに関する学習に取り組むことができるよう、その機会の提供に努めるものとする。

（文化活動等の機会の提供）

第13条 県は、高齢者、障害者等が積極的に文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動に参加することができるよう、その機会の提供に努めるものとする。

（安全な生活の確保）

第14条 県は、高齢者、障害者等が安全な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、交通安全の確保及び防災に努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の実備

（整備基準）

第16条 知事は、公共的施設における出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の規則で定める部分の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

（整備基準への適合）

第17条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は用途の変更（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

2 この節の規定の施行の際現に存する公共的施設（現に新築等の工事中のものを含む。）を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

（維持保全）

第18条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設について、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めるものとする。

（適合証の交付）

第19条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

第2節 特定公共的施設の整備

(新築等の届出)

第20条 特定公共的施設の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第21条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第22条 第20条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に届け出なければならない。

(調査の実施)

第23条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定公共的施設の整備基準への適合の状況について調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 特定公共的施設の新築等をしようとする者が第20条の規定による届出をしないで当該特定公共的施設の新築等の工事に着手したとき。

(2) 第20条の規定による届出をした者が当該届出の内容と異なる工事を行ったとき。

(公表)

第25条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3節 公共輸送車両等の整備

第26条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第27条 国，地方公共団体その他規則で定める者(次項において「国等」という。)については，前章第2節の規定は，適用しない。

2 知事は，必要があると認めるときは，国等に対し，特定公共的施設の整備基準への適合の状況その他必要と認める事項について，報告を求めることができる。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成11年4月1日から施行する。ただし，第3章及び第27条の規定は，平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第18号)

この条例は，平成16年7月1日から施行する。

○鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則

平成11年11月30日

規則第76号

改正 平成12年10月10日規則第162号

平成12年12月26日規則第172号

平成16年4月13日規則第50号

平成20年7月1日規則第70号

平成25年3月29日規則第18号

平成26年9月30日規則第38号

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県福祉のまちづくり条例（平成11年鹿児島県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設等)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる施設とする。

2 条例第2条第3号の規則で定める特定公共的施設は、別表第1の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。

3 条例第2条第4号の規則で定める公共輸送車両等は、別表第2に掲げる公共輸送車両等とする。

(整備基準)

第3条 条例第16条の規則で定める部分及び整備基準は、別表第3のとおりとする。

2 別表第3の規定にかかわらず、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に公共的施設を利用できると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、これによらないことができる。

(目標となる基準)

第4条 高齢者、障害者等が特段の不自由なく安全かつ快適に公共的施設を利用できるようにするために社会全体で目指していくべき基準（以下「目標となる基準」という。）は、別表第4のとおりとする。

2 知事は、目標となる基準について広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(適合証の交付請求等)

第5条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の適合証交付請求書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

(1) 整備項目表（別記第2号様式）

(2) 公共的施設の区分に応じ、別表第5に定める図書

3 適合証の様式は、知事が別に定める。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった公共的施設が、整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(新築等の届出)

第6条 条例第20条第1項又は第2項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等又は届出の内容の変更後の工事に着手する日の30日前までに、特定公共的施設新築等（変更）届出書（別記第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図書（変更の届出の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(1) 整備項目表

(2) 当該特定公共的施設の区分に応じ、別表第5に定める図書

(軽微な変更)

第7条 条例第20条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 特定公共的施設の新築等の工事の内容の変更のうち、整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるように整備することとなる変更

(2) 特定公共的施設の新築等の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

(工事完了届)

第8条 条例第22条の規定による届出は、特定公共的施設工事完了届出書（別記第4号様式）により行わなければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第23条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記第5号様式）とする。

（公表する事項等）

第10条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第25条第1項の規定による公表は、鹿児島県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（特例の適用を受ける者）

第11条 条例第27条第1項の規則で定める者は、法令の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月10日規則第162号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第172号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年4月13日規則第50号）

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年7月1日規則第70号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表第1の第1の7の項の改正規定、同表の第1の13の項の改正規定（同項(6)に係る部分を除く。）、同表の第1の17の項及び18の項並びに別表第2自動車の項の改正規定、別表第3の第4の5の項の改正規定（「案内表示板」を「案内設備」に改める部分を除く。）、同表の第5の2の項の改正規定（同項(2)のアに係る部分を除く。）並びに同表の第5の3の項イ及び別表第4の第4の4の項(1)の改正規定は、公布の日から施行する。

（適合証の交付に関する経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則別表第3に

規定する整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付の請求をしている者及びこの規則の施行の日前6月以内に新築，新設，増築，改築，大規模な修繕，大規模な模様替え若しくは用途の変更（以下「新築等」という。）の工事が完了した公共的施設又はこの規則の施行の際現に新築等の工事中の公共的施設を所有し，又は管理する者で当該工事の完了の日から6月以内に当該公共的施設に係る適合証の交付の請求をする者に対する当該請求に係る適合証の交付については，なお従前の例による。

（新築等の届出に関する経過措置）

- 3 この規則の施行の日以後に特定公共的施設の新築等の工事に着手する予定である場合における鹿児島県福祉のまちづくり条例第20条の規定による届出における改正後の鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第3に規定する整備基準については，当該届出の日がこの規則の施行の日前であるときは，同表の規定が，当該届出の日から施行されていたものとして，改正後の規則第6条第2項の規定を適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第18号）

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第38号）

この規則中別表第1の第1の7の項(11)，13の項(7)及び20の項の改正規定は公布の日から，同表の第1の7の項(8)の改正規定は平成26年10月1日から施行する。

※本必携において，別表は省略させていただいております。

